

会則及び細則改定について

1、会則の改定

会則第4章(部の設置)第5条1

- (1) 総務部 (2) 会計部 (3) 会報部 (4) 文化教養部
(5) 福祉厚生部 (6) 健康スポーツ部 (7) 同好会推進部

改定案

- (1) 総務部 (2) 会計部 (3) 広報部 (4) 文化部
(5) 健康スポーツ部 (6) 同好会推進部

2、細則の改定

細則第2章(部の所掌事項・運営)第3条

- (3) 広報部
ア 本会活動情報の周知化
イ 会報発行、同窓会ガイドブックの資料の取りまとめ
ウ 会員名簿の作成整備
- (7) 同好会推進部
ア 同好会活動活性化の助成支援。
イ 新規同好会設立に関する指導・支援

改正案

- (3) 広報部
ア 本会活動情報の周知化
イ 会報発行
ウ 会員名簿の作成整備
- (6) 同好会推進部
ア 同好会活動活性化の助成支援
イ 新規同好会設立に関する指導・支援
ウ 同窓会ガイドブックの発行